

軽自動車税の納税等証明書の有効期限に関する要領

制定 平成 27 年 5 月 20 日

改訂 平成 30 年 11 月 9 日

改訂 令和 元年 10 月 1 日

改訂 令和 4 年 7 月 1 日

改訂 令和 7 年 4 月 1 日

改訂 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都市市税条例第 81 条の 2 の規定による納税等証明書の有効期限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(有効期限)

第 2 条 納税等証明書の有効期限は、納税等証明書の交付後最初に到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付されたもののうち、納税義務者の申請によらず、本市から郵送又は電磁的方法にて交付等するものについては、15 日後まで延長することができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。